

**UMCジャストインスタッフ　特定技能外国人の「登録支援機関」に登録**

2019年8月16日

**総合人材サービスのUMCジャストインスタッフ株式会社（埼玉県さいたま市　代表取締役社長：岡﨑　典由）は特定技能外国人の登録支援機関として出入国在留管理庁長官の登録を受けましたのでご報告します。**

当社は総合人材サービスプロバイダーとして、人材派遣を中心に業務請負、職業紹介に加えて、損害保険代理や生命保険募集の各種業務を営んでまいりました。これまで培った経験を基に、今後はお客様のご要望に応じて外国人人財の紹介とサポートを登録支援機関として実施してまいります。

登録番号  ：19登-001657
登録年月日：2019年8月16日

**特定技能外国人について**
2018年12月に「改正入管法」が成立し、2019年4月より新たな在留資格として「特定技能」が設けられました。この制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。対象は14業種で、今後5年間で最大34万5,150人の外国人労働者の受け入れを見込んでいます。

**登録支援機関について**
受入れ機関（雇用企業）は1号特定技能外国人に対して、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画を作成し、支援を行わなければなりません。登録支援機関は受入れ機関との支援委託契約により、計画に基づく支援を実施することができます。

＜UMCジャストインスタッフ株式会社　会社概要＞

<https://www.umc-jis.co.jp/company/company>